

生徒心得

(機械科・電子科・理工環境科)

1. 生徒手帳・生徒証明書は常時携帯する。
2. 服装・頭髪規定を守る。
3. 校舎内は上履（サンダル）を用い、下履とはっきり区別する。
4. 貴重品や多額の金銭、その他学校生活に不必要な物品は持参しない。
5. 所持品には記名し、その保管に注意する。
6. 金銭をなくしたり、拾った場合には速やかに担任教諭に届け出る。
7. 登校後は、授業終了まで外出できない。やむを得ず外出する場合は担任の許可を受ける。
8. 放課後は定められた時刻までに下校する。
9. 欠席・欠課・遅刻・早退等は、速やかに担任に届け出る。
10. 自動車・バイク等による通学は禁止とする。自転車通学は届出制とする。
11. 施設・用具を使用したい場合は許可を取る。物品を破損・紛失したときは、直ちに担任・顧問等に届け出る。（この場合原則として弁償すること）
12. 掲示は生活指導部に届け、所定の場所に掲示する。掲示物には責任者の氏名・日限（原則として1週間以内）を記入する。
13. 休日に学校を使用する場合には、担任・顧問の許可を受ける。
14. 届け出る事項については、生徒手帳の諸届欄や別紙を使用する。
15. 悩みなどがあればスクールカウンセラーに相談することができる。
16. その他不明の点については、担任等に相談する。